

発湯監第31号
平成29年2月15日

湯梨浜町長 宮脇正道様

湯梨浜町議会議長 光井哲治様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 上野昭二

平成28年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成28年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の対象

- (1) 平成28年度契約の執行状況について
- (2) 平成28年度収入未済金対策の取組状況について
- (3) 平成28年10月発生の鳥取県中部地震への初動対応について

II 監査の実施日、場所

平成28年12月21日（水） 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった各項目について、所要の資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果並びに所見

(1) 平成28年度契約の執行状況について

・「平成28年度入札執行事業一覧表(50万円以上)、平成28年11月30日現在」に基づき、平成28年度工事等契約の執行状況を点検したが、特に進捗が遅れているもの等は認められなかった。

・ただし、全案件202件のうち、設定された予定価格と契約締結金額が同一となる100%契約の案件が34件を占めていることが確認された。

これらは、業務の委託で、かつ随意契約のものがほとんどであるが、これらの契約に係る予定価格の設定について、あらためて一考の余地があるのではないかと思うところである。

即ち、これらの契約については、予算編成時の参考価額として相手方から見積りを徴し、かつ予算書上目細を分析すればどの程度の予算計上がなされているか容易に推測できるケースが多いため、結果的に「相手方の言い値」での契約締結につながっているのではないかと考えるからである。

(2) 平成28年度収入未済金対策の取組状況について

・滞納整理対策本部での議論・検討を見てみると全体の滞納整理対策については、だいぶ論理的になってきたことが認められる。依然として課によって熱意に差異があるものの、一部の課では必要に応じて顧問弁護士に相談するなどの姿勢も見られるようになった。

これらの具体的な取組みを通じて1件ごとに今後の対応方針を確認し合い、共有していくことが重要である。

・また、長期間徴収困難となっている等のいわゆる“焦付き案件”に対する対応検討については、平成28年9月議会において、決算審査報告書の意見として示したように「・・・権利放棄に係る議案も提出されるようになり一歩前進である。しかし、これらの放棄事案はいずれも債務者・連帯保証人が死亡し、相続放棄されているような、明らかに今後徴収困難と認められるものであり、取組みはようやく緒に就いた段階と云わざるを得ない。・・・」状況であると思うところである。

今後、これら長期徴収困難案件の検討に当たっては、個々の案件に係る最終方針がどうなるかにかかわらず、①滞納解消のためにこれまで町当局が対応してきた具体的かつ明確な内容の文書・記録がどの程度的確に保管されているか。と、②個々の対応方針に際し、各事例間での公平性が確保

されているか。この二点のチェックが重要になる。

即ち、①的確な文書・記録は訴訟の際の有力な証拠資料となるものであり、又、議会や町民への説明の際の裏付け資料となり得るものであるし、②町が定める不納欠損処分等の処理基準に関する規程の権利放棄に係る規定（第5条）の中には、「強制執行等をすれば債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがある」等の多分に主観的な判断による要件も含まれていることから、各事案の最終的方針を検討するに当たっては、類似事案との均衡公平の確保を常に留意しておく必要があるからである。

また、これらの内部検討状況に併せて適宜、弁護士等外部有識者の意見を聴くことも重要となると考えるところである。

（3）平成28年10月発生 of 鳥取県中部地震への初動対応について

・平成28年10月21日発生 of 中部地震における当町の初動対応については、町内外から一定の評価を得てきたところである。

午後2時7分地震発生。その3分後には町災害対策本部が設置され、直ちに被災情報の収集確認、午後3時30分頃には町内5ヶ所の避難所開設、消防団による被災状況の調査確認、関係団体への対応要請などが実施され、翌日以降も家屋の応急危険度判定の開始、災害ボランティアセンターや災害廃棄物集積場の開設など町民の不安除却措置が円滑に実施されたところである。

幸いにも地震発生が町長以下スタッフの勤務中であったこと、火災の発生がなかったこと、人的被害がなく、物的被害も小規模であったことなど、今回は幸運な条件が重なったことがこのような対応を可能にしたものと考えられる。

・しかし、今後も、いつでもこのような円滑対応が可能であろうか。とも考えるところである。前記の各条件が欠けた場合でも、果たして現在の防災体制で円滑な初動対応が可能であったらうか、懸念が残る。

このため、諸々の対応の基となる即時被災情報の収集調査に重点を置いて、今回の町の体制を点検した。

町災害時初動対応マニュアルでは、町内の被害状況は、①町職員が参集時に調査した状況と、②各区長が収集した地区情報の報告を集計して整理することとしているが、聞き取りによると、これらの方法は今回はあまり機能せず、代わって、①消防団による状況調査と情報報告並びに②アマチュア無線連絡会（会員26名）による情報収集が主な手段であったとのことである。

確かに被災地域が一部に限定されるような場合には職員による直接確認収集が有効であり、又、時間経過により地区内が冷静を取り戻した段階での各区長からの情報収集等は可能であるかもしれないが、今回のような町内全域に影響が及ぶようなケースでは、消防団のような強い使命感を持った組織による情報収集・確認等が必要とあらためて認識したところである。

この意味から、発生初動時における情報収集の方法としては、常日頃から複数のツールを想定しておき、災害の状況に応じて適切な方法をメインツールとして選択していくことが必要と強く感じる場所である。

・また、今回も、一時的に“負傷者発生”の誤情報が寄せられたようであるが、発生初動時には不正確な情報や各班あるいは町民、各関係機関等さまざまな方面から寄せられる断片情報が輻輳し、結果的に重複情報となり、被害の拡大誤認につながり易い。

この意味からも、今後の防災訓練の実施に当たっては、初動混乱時における的確な情報収集・調査指示を重点とした訓練を実施していくことが必要と考えるところである。